

# 令和 7 年度 那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha

## 人材育成外国語講座業務に係る公募型プロポーザル募集要領

令和 7 年度 那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha 人材育成外国語講座業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

### 1 業務概要

#### (1) 件名

令和 7 年度 那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha 人材育成外国語講座業務

#### (2) 業務の目的

本事業は、沖縄振興に資する人材、特に沖縄県及び本市のリーディング産業である観光関連産業に資する人材や、本市を訪れる外国人観光客等に対しいむち（おもてなし）の出来る人材を育成することを目的とする。

#### (3) 事業の成果指標

①講座終了後アンケートで「習得した語学を外国人との交流や仕事での接客に活用できるレベルになった」と回答した受講生の割合が 80%以上

②今年度の受講生に対する追跡調査で「語学を活用する機会があった」と回答した受講生の割合が、語学習得講座で 30%以上、観光関連産業従事者講座で 90%以上。

#### (4) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (5) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 16 日まで

### 2 見積上限額

3, 008, 500 円（消費税及び地方消費税含む。）

### 3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

### 4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 沖縄県内に本店又は支店、営業所を有していること。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 会社更正法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされてい

る者でないこと。

(5) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 租税を完納していること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

(8) 経営内容や実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技量を備えていること。

(9) 過去3年間において、本事業と類似の契約実績又は自主事業等実施の実績があること。

## 5 事業説明会

(1) 日時 令和7年5月22日(木曜日)午後2時～

(2) 実施場所 那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha

(3) 留意事項

①事業説明会に参加を希望する事業者は、前日の正午までに本要領「19 問い合わせ先」に記載する担当者へメール又は電話で連絡すること。

②公募に係る資料一式の配布はしないため、各自準備すること。

③事業説明会に参加しなくても、プロポーザルへの参加は可能。

## 6 優先交渉権者等決定までの流れ

(1) 参加希望者は、指定期日までに本市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた場合(以下「参加者」という。)にプロポーザルに参加できるものとする。

(2) 参加者は、本市に企画提案書等を提出したのち、優先交渉権者等の選定を受けるものとする。

(3) 本市は、選定の結果、評価が1位となった者を「優先交渉権者」、2位となった者を「次点者」として選定し、期間を定めて優先交渉権者と契約締結に向けて、企画提案の内容をもとに契約条件等について協議を行うものとする。

(4) 上記(3)の期間内に本市と優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。

(5) 優先交渉権者等の選定に関する日程については、「17 スケジュール」のとおりとする。

## 7 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

受付期間：令和7年5月15日(木曜日)～5月27日(火曜日)正午まで

提出書類：質問書(様式10)

提出場所：那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha

提出方法：電子メール(e-mail：[E-S-SY0115@city.naha.lg.jp](mailto:E-S-SY0115@city.naha.lg.jp))

回答方法：令和 7 年 5 月 29 日（木曜日）までに、那覇市ホームページに掲載する。

## 8 参加表明書等の提出

参加希望者は、参加表明書に関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。  
なお、参加資格要件を満たさない者はこのプロポーザルに参加することができない。

### (1) 提出書類

#### ①参加表明書（様式 1）

添付書類

ア 誓約書（様式 2）

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 事業者の印鑑登録証明書

エ 市町村の納税証明書（所在市町村税について滞納が無いことがわかるもの）

オ 国税の納税証明書（法人、消費税等について滞納が無いことがわかるもの）

カ 財務諸表 直近 2 年分（貸借対照表、損益計算書）

※イ～オについては、発行後 3 ヶ月以内のものとする。

※令和 6・7 年度物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている場合は、  
イ・ウ・カは添付不用。

#### ②法人概要書（様式 3）

※資本金、所在地、業務内容、社歴、従業員数等の確認できるパンフレット等の提出可。

#### ③業務実績表（様式 4）

### (2) 提出部数 1 部（正本 1 部）

### (3) 提出期限・方法

提出期限：令和 7 年 6 月 9 日（月曜日）午後 5 時必着

提出場所：那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha（那覇市字上間 549 番 1）

提出方法：直接持参または郵送（電子メール又は F A X によるものは受け付けない。）

※郵送は必着。

※直接持参については、金曜日を除く。

### (4) 参加資格審査結果通知

参加表明書を提出した事業者あてに令和 7 年 6 月 11 日（水曜日）までに通知する。

## 9 企画提案書等の提出

参加資格の認定を受けた事業者は、企画提案書を作成し関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。

### (1) 提出書類

①企画提案書等提出届（様式 6）

②企画提案書（様式 7）

③見積書及び見積明細書（様式 8-1、様式 8-2）

(2) 提出部数

- ・ 正本 1 部
- ・ 副本 9 部（※副本はコピー可）

(3) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和 7 年 6 月 25 日（水曜日）午後 3 時必着

※提出後の書類の差し替えは認めない。

提出場所：那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha（那覇市字上間 549 番 1）

提出方法：直接持参または郵送

※電子メール又は F A X によるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※郵送は必着。

※直接持参については金曜日、祝日及び慰霊の日（6/23）を除く。

(4) 辞退届出

参加表明後又は企画提案後、辞退する場合は「提案辞退届（様式 9）」を提出すること。

## 10 プレゼンテーションの実施

提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。

- (1) 日 時：令和 7 年 7 月 16 日（水曜日）午後 2 時から順次開始予定
- (2) 場 所：那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha 研修室
- (3) 参 加 者：総括責任者を含め最大 3 名までとし、本業務に従事する者が説明を行う。
- (4) 時 間：30 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）
- (5) 説明方法：事前に提出した企画提案書に沿って行うこととし、新たな提案は認めない。
- (6) 留意事項

- ・ 説明の順番は、企画提案書を受け付けた順とする。
- ・ 社会情勢、その他やむを得ない理由により、本事業に係る公募型プロポーザルの実施が困難であると委員長が判断する場合は、プレゼンテーションに変え書類審査により選考することができるものとし、事前に参加者に通知するものとする。

## 11 審査項目

審査項目及び配点は次のとおりとする。

| 審査項目               |                  | 配点   |
|--------------------|------------------|------|
| 講座の企画・運営<br>業務について | 語学習得講座（中級編）      | 20 点 |
|                    | 観光関連産業従事者講座（基礎編） | 20 点 |
|                    | 語学実践交流会          | 15 点 |
|                    | 受講生募集の手法         | 5 点  |
|                    | 適切な実施スケジュールの設定   | 5 点  |

|                 |          |       |
|-----------------|----------|-------|
|                 | 適切な実費負担  | 5 点   |
|                 | その他独自提案  | 10 点  |
| 提案者について         | 適切な実施体制  | 5 点   |
|                 | 事業実績     | 5 点   |
| 見積価格及びその他に関すること | 運営事務費の積算 | 5 点   |
|                 | 見積額の低減化  | 5 点   |
| 合計              |          | 100 点 |

## 12 優先交渉権者の選定

- (1) 各委員が提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、原則、順位を第 1 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (2) (1)において、順位を第 1 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、当該提案者の順位を第 2 位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (3) (2)において、順位を第 2 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、当該提案者の順位を第 1 位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (4) 参加希望者が 1 者の場合は、本事業に係る公募型審査委員会の審査及び合意により優先交渉権者とする。
- (5) (1) から (4) にかかわらず、審査員全員の合計点の平均が 60 点に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

## 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 募集要領、企画提案書等作成要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 見積額が見積上限額を超えた場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して、本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (7) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合

## 14 審査結果の公表

優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点者名を本市ホームページにて公表する。また、優先交渉権者へは、契約締結に向けた協議の連絡を行う。

## 15 契約締結に向けての協議

- (1) 審査結果の公表後、速やかに優先交渉権者と契約に向けての協議を開始する。
- (2) 優先交渉権者との合意に至らない場合は、次点者と協議に入るものとする。

## 16 契約に関する基本事項

- (1) 協議の結果、契約内容について合意をした者から見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 那覇市契約規則第 30 条第 9 号の規定に基づき、契約保証金を免除する。
- (3) 本件業務の支払いについては、業務完了後、適正な請求を受理してから 30 日以内に支払うものとする。

## 17 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

| 実施内容                      | 実施期間又は期日                             |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 公募期間                      | 令和 7 年 5 月 15 日（木曜日）～6 月 9 日（月曜日）    |
| 説明会開催日                    | 令和 7 年 5 月 22 日（木曜日）午後 2 時           |
| 質問受付期間                    | 令和 7 年 5 月 15 日（木曜日）～5 月 27 日（火曜日）正午 |
| 質問回答日                     | 令和 7 年 5 月 29 日（木曜日）                 |
| 参加表明書の提出期限                | 令和 7 年 6 月 9 日（月曜日）午後 5 時            |
| 参加資格認定通知日及び<br>企画提案書の提出依頼 | 令和 7 年 6 月 11 日（水曜日）                 |
| 企画提案書の提出期限                | 令和 7 年 6 月 25 日（水曜日）午後 3 時           |
| プレゼンテーション開催               | 令和 7 年 7 月 16 日（水曜日）午後 2 時～順次開始      |
| 審査結果公表                    | 令和 7 年 7 月 19 日（土曜日）までに              |
| 契約締結日（予定）                 | 令和 7 年 7 月 31 日（木曜日）予定               |
| 業務の履行期間                   | 契約締結日から令和 8 年 2 月 16 日（月曜日）まで        |

## 18 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還せず、本市の所有物とする。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については非公開とする。

- (6) 本件業務の実施にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (7) 本件業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱い、本件業務の目的以外に使用しないこと。
- (8) 本件業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本件業務終了後も同様とする。
- (9) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。

## 19 問合せ先

〒902-0073 沖縄県那覇市字上間 549 番 1

那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha（教育委員会 生涯学習課）

電話：098-917-3314      FAX：098-836-3355

e-mail：[E-S-SY0115@city.naha.lg.jp](mailto:E-S-SY0115@city.naha.lg.jp)

担当：島袋・富永